

## 飯豊町空き家等情報取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家等の有効活用を通して、定住促進及び起業化促進等を図り、もって地域活性化につなげるため、空き家等に関する情報を有効かつ適切に活用するための必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飯豊町空き家等情報活用制度（飯豊町空き家バンク制度） 町長は、空き家等の情報をその所有者等からの情報提供に基づき空き家等情報データベースに登録しインターネットや広報等により広く公開し、また、空き家等の賃借又は購入等を希望する者を空き家等利用希望者データベースに登録することで空き家等利用希望者として空き家等の情報を利用することができる環境を作り、空き家等提供者と空き家等利用希望者双方に対して町が情報提供の役割を担う一連の制度（以下「情報活用制度」という。）をいう。
- (2) 空き家等 次のアからキまでのすべてに該当する建築物及びこれに付属する工作物並びにその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）をいう。ただし、所有権者等が確定していないものを除く。
  - ア 町内に存する現に使用されていない（近く使用しなくなる予定のものを含む）住宅、宅地、店舗、工場及び工業用地のいずれかであるもの
  - イ 建築の当初から賃貸を目的としないもの
  - ウ 分譲を目的としないもの
  - エ 安全性に問題がない建築物であるもの
  - オ 未登記の建築物でないもの
  - カ アからオまでに掲げるもののほか、建築物の状態、周囲の環境等により当該建築物を利用することについて、利用希望者に不利益を及ぼすおそれがないもの
  - キ 建築物に係る所有権を有するものと当該建築物の所在する土地に係る所有権を有するものが異なる場合は、建築物に係る所有権を有するものが空き家バンクに当該建築物を登録することについて、当該土地に係る所有権を有する者から同意を得ている建築物であるもの
- (3) 空き家等提供者 空き家等に関する所有権を有する者、又は売却及び賃借を行うことが法的に認められた者（以下「情報提供可能者」という。）で、空き家等情報データベースに登録された者をいう。
- (4) 空き家等利用希望者 空き家等の賃借又は購入を希望する者で、空き家等利用希望者データベースに登録された者をいう。
- (5) 空き家等情報データベース 情報提供可能者から提供された空き家等に関する情報を、紙又は電子データとしてまとめたものをいう。
- (6) 空き家等利用希望者データベース 空き家等の賃借又は購入を希望する者からの登録申請情報を、紙又は電子データとしてまとめたものをいう。
- (7) 協力事業者 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会会長井又は公益社団法人全日本不動産協会山形県本部（以下「協会等」という。）の会員のうち、情報活用制度における空き家等の仲介を行う者として協会等から情報活用制度に協力する旨の通知のあった宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて同法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営む者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、情報活用制度以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(協定の締結)

第4条 町長は、情報活用制度を円滑に運営するため、協会等と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 協力事業者の募集
- (2) 協力事業者による空き家等の売買又は賃貸借に係る契約交渉の仲介
- (3) その他情報活用制度の実施に関し必要な事項

(登録の条件等)

第5条 情報提供可能者は、その所有する空き家等を空き家等情報データベースに登録するに当たっては、事前に協力事業者又は情報提供可能者が希望する宅地建物取引業を営む者(以下「協力事業者等」という。)と宅地建物取引業法の規定による媒介契約を締結しなければならない。

2 町長は、情報提供可能者からその所有する空き家等を空き家等情報データベースに登録したい旨の相談があったときは、協力事業者を紹介することができる。この場合において、町長は、必要に応じ、情報提供可能者から空き家等の状況の聞き取り等を行い、当該空き家等情報データベースに登録できるか否かの確認等を行うものとする。

3 前項前段の規定により協力事業者を紹介された情報提供可能者は、空き家等に係る土地及び建物の固定資産税の納税通知書又は登記事項証明書等の写し、空き家等が所在する土地の公図の写しその他空き家等の所在地及び権利関係について協力事業者が確認できる書類を持参し、協力事業者に相談するものとする。

4 町長は、第2項後段の規定により得られた空き家等の状況に関する情報を協力事業者に提供するものとする。

5 情報提供可能者から情報活用制度の利用に係る相談を受けた協力事業者等は、必要に応じ、当該空き家等の状況に関する情報を町長に提供するものとする。

6 町長は、空き家等情報データベースに登録していない空き家等で、空き家等情報データベースに登録することが適当と認められるものがあるときは、その情報提供可能者に対し、情報活用制度の利用を勧めることができる。

(空き家等の登録申請等)

第6条 情報提供可能者が、空き家等に関する情報を空き家等情報データベースに登録しようとする場合は、飯豊町空き家等情報登録(新規・変更・取消)申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。この場合において、第2号に掲げる書類は、協力事業者等が記入しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 飯豊町空き家等情報活用制度登録カード(様式第3号)
- (3) 協力事業者等と締結した空き家等の媒介に関する契約書の写し
- (4) 空き家等に係る土地及び建物の固定資産税の納税通知書の写し又は登記事項証明書の写し
- (5) 空き家等が所在する土地の公図の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 情報提供可能者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 暴力団(飯豊町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員（飯豊町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 町長は、第1項の申請書の提出があったときは、現地を調査し、確認する等協力事業者等と連携し、その内容を審査の上、当該空き家等を空き家等情報データベースに登録すること又は登録しないことを決定するとともに、その旨を飯豊町空き家等情報登録（新規・変更・却下・取消）決定通知書（様式第4号）により、当該申込者及び当該協力事業者等に通知するものとする。

（空き家等情報データベース登録事項の変更の申請）

第7条 空き家等提供者は、空き家等情報データベースに登録された事項（以下「物件登録事項」という。）に変更があったときは、飯豊町空き家等情報登録（新規・変更・却下・取消）申請書（様式第1号）により、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合は、空き家等情報データベースを変更しなければならない。

3 町長は、前項の規定により空き家等情報データベースの変更をしたときは、その旨を当該空き家等提供者及び当該協力事業者等に飯豊町空き家等情報登録（新規・変更・却下・取消）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（空き家等情報データベースの登録の取消し）

第8条 町長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、物件登録事項を空き家等情報データベースから削除する。また、第2号から第4号までの事由による場合は、登録を取り消した旨を飯豊町空き家等情報登録（新規・変更・却下・取消）決定通知書（様式第4号）により、当該空き家等提供者及び当該協力事業者等に通知するものとする。ただし、第2号の事由によるものについては、再登録を妨げない。

(1) 空き家等情報登録対象物件の売買又は賃貸契約が成約したとき。

(2) 情報提供可能者から飯豊町空き家等情報登録（新規・変更・取消）申請書（様式第1号）による登録取り消しの申請があったとき。

(3) 情報提供可能者が、第6条第2項各号に掲げる者となったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、空き家等情報データベースに登録することが不相当であると認めるとき。

（空き家等利用希望者の登録申請等）

第9条 情報活用制度により空き家等の賃借又は購入を希望し、空き家等利用希望者データベースへ登録しようとする者は、飯豊町空き家等情報利用希望者登録申請書（様式第5号）及び誓約書（様式第6号）に町長が必要とする書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録申請があったときは、次の各号のいずれかに該当していることを確認の上、空き家等利用希望者データベースに登録しなければならない。

(1) 空き家又は宅地を賃借又は購入し、定住又は将来の定住を見込んで定期的に滞在し、地域住民として生活しようとする者

(2) 空き店舗、空き工場又は工業用地を賃借又は購入し、事業を行い、地域経済の活性化に貢献しようとする者

(3) その他、町長が適当と認めた者

3 空き家等利用希望者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

4 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申請者に飯豊町空き家等

情報利用希望者登録通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（空き家等利用希望者データベース登録事項の変更及び抹消の届出等）

第10条 空き家等利用希望者は、空き家等利用希望者データベースに登録をした事項に変更があったとき又は空き家等利用希望者データベースからの抹消を求めるときは、飯豊町空き家等情報利用希望者登録変更・抹消届（様式第8号）により、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出を受理した場合は、空き家等利用希望者データベースを変更又は抹消しなければならない。

3 町長は、前項の規定により空き家等利用希望者データベースの変更又は抹消をしたときは、その旨を当該空き家等利用希望者に飯豊町空き家等情報利用希望者登録変更・抹消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（空き家等利用希望者データベースの登録抹消）

第11条 町長は、空き家等利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等利用希望者データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該利用希望者に飯豊町空き家等情報利用希望者登録抹消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（1） 空き家等の利用の目的等が第9条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

（2） 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

（3） 申請内容に虚偽があったとき。

（4） その他、町長が適当でないとしたとき。

2 前項の規定による空き家等利用希望者データベースからの登録抹消について不服がある場合には、飯豊町空き家等情報利用希望者登録抹消通知書（様式第10号）を受け取った日の翌日から起算して30日以内に町長に対して異議申立てをすることができる。

（物件登録事項の公開及び削除）

第12条 町長は、物件登録事項のうち、次に掲げる事項を本町のホームページ、本町が提携する全国版空き家バンクホームページ等への掲載、窓口による閲覧その他の方法により公開するものとする。ただし、物件登録を抹消した場合は、公開情報を削除するものとする。

（1） 物件番号

（2） 売買又は賃貸の区分

（3） 所在地

（4） 写真

（5） 希望価格

（6） 概要（築年、構造、間取り等）

（7） 利用状況

（8） 設備状況

（9） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（登録物件の情報提供及び現地見学）

第13条 町長は、空き家等利用希望者に対し、随時、空き家等情報データベースに登録された空き家等（以下「登録物件」という。）の情報を提供することができる。

2 町は、登録物件の現地見学を希望する空き家等利用希望者があるときは、当該空き家等利用希望者及び協力事業者等と日程調整を行い、当該登録物件の現地の見学を実施することができる。この場合において、町は必要に応じ、当該見学に立ち会うことができるものとする。

(登録物件に係る成約の報告)

第14条 協力事業者等は、登録物件の売買、賃貸借等について空き家等利用希望者と空き家等提供者との間で契約を成立させたときは、その結果を飯豊町空き家等情報登録物件成約報告書(様式第11号)により遅滞なく町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る物件登録事項を空き家等情報データベースから削除するものとする。

3 町長は、登録物件の売買、賃貸借等に関する交渉及び契約の締結については、直接関与しないものとする。

(情報管理等)

第15条 町長は、空き家等提供者の了承を得た上で空き家等情報データベースに登録された内容を公開するものとする。

2 空き家等提供者、空き家等利用希望者及び協力事業者等は、情報活用制度で知り得た個人情報を取り扱うに当たり、飯豊町個人情報保護法施行条例(令和5年条例第1号)に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。

(2) 無断で個人情報を複写し、又は複製しないこと。

(3) 個人情報を損傷し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(5) 個人情報の漏えい、損傷、滅失等の事故が発生したときは、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(町の役割等)

第16条 情報活用制度における町の役割及び対応等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 町長は、情報提供可能者からの申請書に基づき空き家等情報データベースを、空き家等の賃借又は購入を希望する者の申請書に基づき空き家等利用希望者データベースを作成する。

(2) 町長は、年1回程度、空き家等提供者及び空き家等利用希望者に連絡を取り、空き家等情報データベース及び空き家等利用希望者データベースに掲載している情報について、その変更の有無を確かめなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 飯豊町空き家等情報登録（新規・変更・取消）申請書

飯豊町長

様

空き家等提供者 住 所

氏 名

電 話

E-mail

飯豊町空き家等情報取扱要綱（第6条第1項・第7条第1項・第8条第1号）の規定により、飯豊町空き家バンクの登録（新規・変更・取消し）をしたいので、次のとおり申請します。

## □新規の内容

空き家の所在地	飯豊町		
日中の連絡先 ※申請者（所有者等）以外の場合	住所		
	氏名		
	連絡先		
	所有者等との関係		
目的	<input type="checkbox"/> 売却のみ <input type="checkbox"/> 賃貸のみ <input type="checkbox"/> 売却及び賃貸		
添付書類	(1) 誓約書（物件登録者用）（様式第2号） (2) 飯豊町空き家バンク登録カード（様式第3号） (3) 協力事業者と締結した空き家の媒介に関する契約書の写し (4) 空き家に係る固定資産税の納税通知書の写し又は登記事項証明書の写し (5) 空き家が所在する土地の公図の写し (6) その他、町長が必要と認める書類（空き家の外観・内観写真・間取り図）		

## □変更の内容（登録番号 第            号）

変更前	変更後

※ 様式第3号の内容に変更がある場合は、変更後の内容を様式第3号に記載して提出してください。

## □登録の取消し（登録番号 第            号）

取消理由：

## 誓約書

（宛先）飯豊町長

私は、飯豊町空き家等情報取扱要綱第6条第1項の規定により、下記1～6項に同意します。また、同条第2項各号（下記7項）に掲げる者でないことを誓約します。

### 記

- 1 別紙「飯豊町空き家等情報活用制度登録カード（様式第3号）」に記載された空き家の概要（所有者等及び空き家の所在地が特定される事項を除く。）及び現況写真について、飯豊町公式ホームページ、飯豊町が提携する全国版空き家バンクホームページ等に掲載し、公開すること。
- 2 空き家バンクの利用希望者に、別紙「飯豊町空き家等情報活用制度登録カード（様式第3号）」に記載された事項を提供すること。
- 3 契約交渉に関する全ての事項については、物件登録者、利用希望者及び協力事業者との間で責任を持って行うこと。
- 4 利用希望者との交渉及び契約には誠意をもって臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たること。
- 5 個人情報の取扱いについては、飯豊町空き家等情報取扱要綱第15条第2項の規定を遵守すること。※以下は、要綱第15条第2項の遵守事項
  - （1） 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。
  - （2） 無断で個人情報を複写し、又は複製しないこと。
  - （3） 個人情報を損傷し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
  - （4） 保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。
  - （5） 個人情報の漏えい、損傷、滅失等の事故が発生したときは、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。
- 6 空き家バンクの登録に際し、家屋及びその所在する土地の登記情報を確認すること。
- 7 飯豊町空き家等情報取扱要綱第6条第2項各号に掲げる者でないことを誓約します。※以下は、要綱第6条第2項に掲げる者
  - （1） 暴力団（飯豊町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - （2） 暴力団員（飯豊町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - （3） 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 飯豊町空き家等情報活用制度登録カード

## ●所有者・管理者

物件所在地	飯豊町大字		
所有者 管理者	<input type="checkbox"/> 土地の建物及び建物の所有者(管理者) <input type="checkbox"/> 建物の所有者(管理者)(土地は賃貸借) <input type="checkbox"/> その他		
	住所		
	フリガナ 氏名		電話番号

●空き家の情報 には✓を入れてください。

物件の概要	希望価格	<input type="checkbox"/> 売買	円	<input type="checkbox"/> 賃貸	円/月	<input type="checkbox"/> 敷金	<input type="checkbox"/> 礼金	
	面積	上地						m <sup>2</sup>
		建物	1階	m <sup>2</sup>	建物の構造	補修の可否	補修の費用負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他( )
				坪				
			2階	m <sup>2</sup>				
坪								
間取り	1階	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 和室( ) <input type="checkbox"/> 洋室( ) <input type="checkbox"/> 和室( )						
	2階	<input type="checkbox"/> 和室( ) <input type="checkbox"/> 洋室( ) <input type="checkbox"/> その他( )						
建築年	建築年	年	月	空き家になった時期		年	月	
設備の状況	電気	<input type="checkbox"/> 引込済 <input type="checkbox"/> その他( )			主要施設への距離	飯豊町役場	km	
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他				病院:	km	
	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽				( )こども園	km	
	キッチン	<input type="checkbox"/> LPガス <input type="checkbox"/> IH <input type="checkbox"/> その他				( )小学校	km	
	風呂	<input type="checkbox"/> LPガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他				飯豊中学校	km	
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式				( )駅	km	
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有( 台) <input type="checkbox"/> 無				スーパー	km	
	車庫	<input type="checkbox"/> 有( 台) <input type="checkbox"/> 無				( )郵便局	km	
	庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				コンビニエンスストア	km	
	ペット	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可				その他( )	km	
除雪機	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			その他( )	km			
付帯物件	田	m <sup>2</sup> ( )反( )坪	畑	m <sup>2</sup> ( )反( )坪				
	その他							
備考								

様式第4号（第6条―第8条関係）

第 年 月 日

（申込者・物件登録者）

様

（協力事業者）

様

飯豊町長

印

## 飯豊町空き家等情報登録（新規・変更・却下・取消）決定通知書

飯豊町空き家等情報取扱要綱（第6条第4項・第7条第3項・第8条）の規定により、下記のとおり飯豊町空き家等情報の登録（新規・却下・変更・取消し）を決定したので通知します。

### 記

- 1 登録番号 第 年 月 日 号
- 2 登録（登録変更）日 年 月 日
- 3 有効期限 年 月 日
- 4 登録（登録変更）内容 別紙、空き家等情報活用制度登録カード  
（様式第3号）に記載のとおり
- 5 登録を却下又は取り消した場合はその理由

※登録内容に変更等が生じた場合、速やかに手続を行ってください。

## 飯豊町空き家等情報利用希望者登録申請書

飯豊町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話  
E-mail

本申請書記載の情報が、空き家等提供者へ利用希望者を紹介する際の資料として使用されることに同意し、かつ、記載内容が事実と相違無いことを確約し、空き家等情報利用希望者データベースへの登録を申請します。

利用希望者について	空き家、 空き店舗・空き工場、 宅地・工業用地を <input type="checkbox"/> 借りたい <input type="checkbox"/> 買いたい	目的 <input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> 工場として使用 <input type="checkbox"/> 小売業用店舗として 使用 <input type="checkbox"/> 住宅を建築し、定住したい <input type="checkbox"/> 工場を建設 し事業を行いたい <input type="checkbox"/> 小売業用店舗を建設し事業を 行いたい <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	氏 名	年 齢	続 柄	勤 務 先	
	家 族 の 構 成		本 人		
希望する空き家等について	希 望 地 区	<input type="checkbox"/> 中地区 <input type="checkbox"/> 萩生地区 <input type="checkbox"/> 黒沢地区 <input type="checkbox"/> 椿地区 <input type="checkbox"/> 添川地区 <input type="checkbox"/> 松原地区 <input type="checkbox"/> 手ノ子地区 <input type="checkbox"/> 小白川地区 <input type="checkbox"/> 高峰地区 <input type="checkbox"/> 中津川地区 <input type="checkbox"/> 飯豊町ならどこでも			
	使用希望理由 (なぜ飯豊町を選んだか。 UISターンの理由など)				
	使用予定期間	年 月 ～ 年 月			
	その他				

添付書類 : 誓約書（様式第6号）、運転免許証又は保険証などの証明書の写し

## 誓約書

（宛先）飯豊町長

私は、飯豊町空き家等情報活用制度（以下「情報活用制度」という。）の利用に当たり、飯豊町空き家等情報取扱要綱（以下「要綱」という。）に定める趣旨及び各条項等を理解し納得したうえで、申請を行います。

私は、要綱第9条第2項に規定する者（※1）であり、かつ同条第3項の規定に該当しない者（※2）であることを誓約します。また、飯豊町空き家等情報利用希望者登録申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

なお、情報活用制度を通じて得られた情報は、自分の定住又は起業の用にのみ利用し、決して他の目的で使用することはありません。

今後、空き家等を利用することとなった時は、飯豊町の生活文化、自然環境への理解を深め、居住者又は起業者としての自覚を持ち、地域住民との良き関係を築くことを、ここに誓約いたします。

（※1）要綱第9条第2項に規定する者

- （1） 空き家又は宅地を賃借又は購入し、定住又は将来の定住を見込んで定期的に滞在し、地域住民として生活しようとする者
- （2） 空き店舗、空き工場又は工業用地を賃借又は購入し、事業を行い、地域経済の活性化に貢献しようとする者
- （3） その他、町長が適当と認めた者

（※2）要綱第9条第3項に規定する者

- （1） 暴力団
- （2） 暴力団員
- （3） 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

第 年 月 日  
第 号

## 飯豊町空き家等情報利用希望者登録通知書

住 所  
氏 名 様

飯豊町長



年 月 日付け飯豊町空き家等情報利用希望者登録申請書に基づき、  
空き家等利用希望者データベースに登録したので、通知いたします。

## 飯豊町空き家等情報利用希望者登録変更・抹消届

年 月 日

飯豊町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話  
E-mail

年 月 日付け提出の飯豊町空き家等情報利用希望者登録申請書に記載の事項で、下記の項目が変更になりましたので、お届けいたします。

なお、項目が空欄の場合は、変更が無いことを意味します。

また、標題が抹消の場合は空き家等利用希望者データベースから、全情報の抹消を届出るものです。

利用希望者について	空き家、 空き店舗・空き工場、 宅地・工業用地を <input type="checkbox"/> 借りたい <input type="checkbox"/> 買いたい	目的 <input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> 工場として使用 <input type="checkbox"/> 小売業用店舗として使用 <input type="checkbox"/> 住宅を建築し、定住したい <input type="checkbox"/> 工場を建設し事業を行いたい <input type="checkbox"/> 小売業用店舗を建設し事業を行いたい <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	氏 名	年 齢	続 柄	勤 務 先	
	家族の構成		本 人		
希望する空き家等について	希 望 地 区	<input type="checkbox"/> 中地区 <input type="checkbox"/> 菰生地区 <input type="checkbox"/> 黒沢地区 <input type="checkbox"/> 椿地区 <input type="checkbox"/> 添川地区 <input type="checkbox"/> 松原地区 <input type="checkbox"/> 手ノ子地区 <input type="checkbox"/> 小白川地区 <input type="checkbox"/> 高峰地区 <input type="checkbox"/> 中津川地区 <input type="checkbox"/> 飯豊町ならどこでも			
	使用希望理由 （なぜ飯豊町を選んだか。 U I Sターンの理由など）				
	使用予定期間	年 月 ～ 年 月			
	そ の 他				

## 飯豊町空き家等情報利用希望者登録変更・抹消通知書

住 所  
氏 名 様

飯豊町長



年 月 日付けで届出のありました飯豊町空き家等情報利用希望者登録変更・抹消届に基づき、空き家等利用希望者データベースに登録しておりました情報を、下記のとおり変更・抹消したので通知いたします。

記

変更・抹消前

変更・抹消後

## 飯豊町空き家等情報利用希望者登録抹消通知書

住 所  
氏 名 様

飯豊町長



年 月 日付けで届出のありました飯豊町空き家等情報利用希望者登録申請書  
及び 年 月 日付けで届出のありました飯豊町空き家等情報利用希望者登録  
変更・抹消届に基づき、空き家等利用希望者データベースに登録しておりました情報  
を、第11条に該当すると判断し、抹消したので通知いたします。

なお、不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算し  
て30日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

## 飯豊町空き家等情報登録物件成約報告書

年 月 日

（宛先）飯豊町長

（協力事業者）

住所

氏名

電話番号

飯豊町空き家等情報データベースに登録された下記の物件の売買（賃貸借等）が成約しましたので、飯豊町空き家等情報取扱要綱第14条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 物件登録者名 （所有者等の氏名）	物件登録番号 （第 号）	
2 利用希望者名等 （契約者の氏名等）	氏名 住所	
3 契約内容	契約成立（ 売買 ・ 賃貸借 ） いずれかに○印をしてください。	
4 契約締結の金額	売買 （ 円）	賃貸 （ 円／月）
5 契約締結日	年 月 日	
6 特記事項 （売買、賃貸後の利用 方法など）		